電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十九年総務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（認定の申請等） **第三条**　法第五条第二項の申請書は、様式第一の認定申請書によるものとする。 ２　法第五条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 ［一　略］ 二　法第五条第二項第三号イからヘまでに掲げる場合に該当する場合において、別表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる書類（前号の書類を除く。） ［三・四　略］ ［３　略］ （変更の認定の申請） **第七条**　［略］ ２　法第八条第二項において読み替えて準用する法第五条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　法第五条第二項第三号イからヘまで（同号ニを除く。）に掲げる場合に該当する場合において、別表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる書類 ［二　略］ **別表**	（認定の申請等） **第三条**　［同上］ ２　［同上］ ［一　同上］ 二　法第五条第二項第三号イからニまでに掲げる場合に該当する場合において、別表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる書類（前号の書類を除く。） ［三・四　同上］ ［３　同上］ （変更の認定の申請） **第七条**　［同上］ ２　［同上］ 一　法第五条第二項第三号イ、ロ及びニに掲げる場合に該当する場合において、別表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる書類 ［二　同上］ **別表**

場合	書類
法第五条第二項第三号イの場合	電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）様式第一の申請書、施行規則様式第二による誓約書及び施行規則第四条第四項各号に掲げる書類
法第五条第二項第三号ロの場合	［略］
法第五条第二項第三号ハの場合	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）第百十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定電気通信事業者」という。）については、右欄に掲げる書類にかかわらず、施行規則第五条第二項各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類及び施行規則様式第三によるネットワーク構成図その他必要な事項を記載した書類
法第五条第二項第三号ニの場合	［略］
法第五条第二項第三号ホの場合	［略］
法第五条第二項第三号ヘの場合	施行規則様式第八の届出書及び施行規則第九条第一項各号に掲げる書類

場合	書類
法第五条第二項第三号イの場合	電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）様式第一の申請書、施行規則様式第二による誓約書及び施行規則第四条第三項各号に掲げる書類
法第五条第二項第三号ロの場合であって、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）第十三条第一項の変更登録を受けなければならないとき	［同上］
法第五条第二項第三号ロの場合であって、事業法第十三条第四項の届出をしなければならないとき	［同上］
法第五条第二項第三号ハの場合	事業法第百十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定電気通信事業者」という。）については、右欄に掲げる書類にかかわらず、施行規則第五条第二項各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類及び施行規則様式第三によるネットワーク構成図その他必要な事項を記載した書類
法第五条第二項第三号ニの場合	［同上］
法第五条第二項第三号ホの場合	［同上］
法第五条第二項第三号ヘの場合	施行規則様式第八の届出書及び施行規則第九条第一項各号に掲げる書類